

【宅地等の復旧】

支援策の名称	40 災害復興宅地融資	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により住宅には被害が無く、宅地のみ被害が生じた場合の宅地の補修に融資します。 ●災害により擁壁の損壊等宅地に被害を受けられた方に対する補修工事のための費用を融資します。 	
	融資金利	災害復興住宅融資(建設・購入)の融資金利と同様
	融資限度額	590万円 390万円(基本融資額)+200万円(特別加算)
	融資率	100%
	返済期間	20年以内
	据置期間	1年以内(返済期間の内)
	申込期間	災害復興住宅融資と同様
	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認下さい。	
活用できる方	●り災証明書等市町村が発行した宅地に被害を受けたことの証明書がある方	
お問合せ先	住宅金融支援機構 0120-086-353、048-615-0420	

支援策の名称	41 宅地関連災害復旧補助		
支援の種類	給付		
支援の内容	災害により宅地崩落や地割れによって宅地に甚大な被害があった場合、復旧工事費の一部を給付します。		
対象者	宅地(土留めや法面)に被害があり、復旧工事に10万円以上の被害があった者で、市税等を滞納されていない方。		
貸付基準	限度額 一宅地65万円	工事内容	補助額
		資材費	2/3
		機械借上料	1/2
		人夫賃	1/2
※復旧工事費から「資材費⇒機械借上料⇒人夫賃」の順に10万円を引いた残りの金額に補助率を掛けます。			
お問合せ先	建設部都市計画課 024-577-3149		